

「見直し検討対象事業」個別票

「見直し検討対象事業」個別票

No.	事務事業名	担当部課名	ページ	審査区分
1	No. 8 心身障がい者介護手当	福祉健康部 障がい福祉課	1	3
2	No. 9 障がい者福祉手当	福祉健康部 障がい福祉課	2	
3	No. 10 障がい者等医療助成費	福祉健康部 福祉医療給付課	3	
4	No. 11 障がい者等福祉タクシー助成 事業費	福祉健康部 障がい福祉課	4	
5	No. 14 在宅福祉サービス関連事業 ※3事業を集約	福祉健康部 地域包括ケアシ ステム推進室	5	
6	No. 15 介護保険利用者負担軽減対策 事業費	福祉健康部 介護保険課	6	
7	No. 19 高齢者いきいき交流事業費	福祉健康部 福祉医療給付課	7	
8	No. 22 幼児教育振興助成費	子ども青少年部 保育課	8	
9	No. 23 法人立保育所運営費等助成事 業費	子ども青少年部 保育課	9	
10	No. 32 特別支援学級関係費	教育部 学務保健課	10	5
11	No. 33 就学援助事業 ※2事業を集約	教育部 学務保健課	11	

事務事業名	心身障がい者介護手当	事業開始年度	昭和50年度
担当部課名	福祉健康部 障がい福祉課	見直しの方向性	事業の再構築
実施予定時期	—	財政効果(見込)額	—

1 事業概要

常時介護を必要とする在宅の重度心身障がい者(4歳以上65歳未満の1・2級の肢体不自由, 内部障がい及び視覚障がい(未就学に限る)の身体障がい者手帳の人又は療育手帳A1・A2の人)を介護している介護者に対して月額7,000円の手当を支給する。

※介護保険法の規定による保険給付の対象となるサービスの提供を受けている人を除く。

2 対象及び人数

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
延べ支給対象者数	2,985人	3,016人	2,954人	2,988人	3,016人
支給対象実人数	255人	257人	254人	253人	255人

※令和2年度は見込み数

3 事業継続の必要性及び課題

平成21年度に行われた事業仕分けにおいて、在宅で重度心身障がい児者を介護する人の負担を軽減するために、市としては、福祉サービス提供基盤の整備を優先すべきであり、障がい特性に即した福祉サービスの充実が図られた後に当該手当を廃止すべきとされた。

平成22年度には、放課後等児童デイサービスについて、施設整備費及び支援員配置加算の助成、並びに、ショートステイについても支援員配置加算の助成を開始した。また、平成24年度には、24時間365日対応できるように3市1町による広域連携事業として、障がい福祉サービス等地域拠点事業を開始し、重度障がい者の受け入れにおいて一定の実績を残した。

しかしながら、湘南東部障がい保健福祉圏域に重症心身障がい児者のための入所施設がなく、介護者の大幅な負担軽減が図られていないことから、当該手当の支給を継続している。

入所施設については、「ふじさわ障がい者プラン2020『きらりふじさわ』中間見直し」の中で誘致に努めることとしており、引き続き施設整備に取り組むことや、重度障がい者を対象とした福祉サービスの充実が図られてきていることを踏まえ、事業内容の見直しを行う必要がある。

4 見直しに向けた検討内容

これまでの検討内容

各自治体が地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟に実施することのできる「地域生活支援事業」について、これまでもサービスの向上・拡充に努め、加えて本事業の今後のあり方を検討した。

また、見直しについては、障がい者の生活に影響が及ぶものであるため、障がい者総合支援協議会や障がい者計画・障がい福祉計画検討委員会に情報提供を行い意見をいただいた。

今後の取組と方向性

本事業を含む障がい福祉関連の4事業の見直しについては、引き続き協議会や委員会・関係団体からの意見を聴きながら、本市の障がい者施策の中で総合的に判断するとともに、その実施時期については、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ検討する。

事務事業名	障がい者福祉手当	事業開始年度	昭和43年度
担当部課名	福祉健康部 障がい福祉課	見直しの方向性	制度の見直し
実施予定時期	—	財政効果(見込)額	—

1 事業概要

【藤沢市障がい者福祉手当(市単独手当分)】

市内に居住する20歳未満の人、又は個人市町村民税が課税されていない20歳以上65歳未満の人で次のいずれかに該当する人に対して、月額4,000円の手当を支給する。

- ①身体障がい者手帳1～3級の人
- ②療育手帳A1・A2・B1(知能指数50以下)の人
- ③精神障がい者保健福祉手帳1・2級の人

※障がい児福祉手当、特別障がい者手当又は経過的福祉手当を受給している人、施設等(老人ホームを除く)に入所している人を除く。

2 対象及び人数

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
延べ支給対象者数	66,672人	67,307人	68,246人	69,504人	72,592人
支給対象実人数	5,556人	5,609人	5,688人	5,792人	6,049人

※令和2年度は見込み数

3 事業継続の必要性及び課題

「藤沢市障がい者福祉手当」は、重度又は中度の障がい者等の生活の安定と福祉の増進を図ることを目的とした事業であるが、対象者の増加に伴い、市単独手当分が約2.7億円と高額となっている。

事業開始当時(昭和43年)と比較し、「障がい者総合支援法」の施行により、福祉サービスを提供する体制が制度化され、今日に至るまでの法改正の結果、福祉サービスは充実し、利用実績も年々増加傾向にある。更なるサービスの向上を図るため、市単独事業である「個別給付事業」を見直し、サービス提供事業への移行を段階的に行う必要がある。

4 見直しに向けた検討内容

これまでの検討内容

平成30年度は、県内他市町村における独自の障がい者手当制度の実施状況の調査及び分析を行った。それらを踏まえて、支給対象者の要件や支給額のあり方についての検討を行った。

また、事業内容の見直しについては、障がい者の生活に影響が及ぶものであるため、障がい者総合支援協議会や障がい者計画・障がい福祉計画検討委員会に情報提供を行い意見をいただいた。

今後の取組と方向性

事業の見直しについては、社会情勢等に鑑み、支給額及び対象者の要件などを見直しについて検討を進める。

なお、本事業を含む障がい福祉関連の4事業の見直しについては、引き続き協議会や委員会・関係団体からの意見を聴きながら、本市の障がい者施策の中で総合的に判断するとともに、その実施時期については、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ検討する。

事務事業名	障がい者等医療助成費	事業開始年度	昭和47年度
担当部課名	福祉健康部 福祉医療給付課	見直しの方向性	制度の見直し
実施予定時期	—	財政効果(見込)額	—

1 事業概要

身体障がい者手帳1から3級の人, 精神障がい者保健福祉手帳1, 2級の人, 知能指数50以下の人, 65歳以上で身体障がい者手帳の4級の一部及び65歳以上で3か月以上ねたきりの人に対して, 入院・通院に係る医療費の自己負担分(入院時標準負担額を除く)を助成する。

2 対象及び人数

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
延べ受給者数	133,516人	135,741人	138,744人	141,019人	143,595人

※令和2年度は見込み数

3 事業継続の必要性及び課題

障がい者等の医療に係る経済的負担を軽減し, 保健の向上及び福祉の増進を図ることは重要であるが, 対象者も年々増加傾向にあり, また, 県補助要綱の見直し(年齢制限, 所得制限, 一部負担金の導入)に伴い, 県の補助金額も減少し, 財政的負担が増大している。

県補助要綱 年齢制限 : 65歳以降に新たに県の定める障がい等級に該当する人対象外

所得制限 : 特別障害者手当における所得限度額を超える人対象外

一部負担金: 通院1回200円, 入院1日100円

4 見直しに向けた検討内容

これまでの検討内容

本事業を持続可能な制度とするために, 県が補助要綱で年齢制限などを設けたことについて, 本市も適用することの可否, さらに, 助成対象者の範囲についても検討を行った。

また, 事業内容の見直しについては, 障がい者の生活に影響が及ぶものであるため, 障がい者総合支援協議会や障がい者計画・障がい福祉計画検討委員会に情報提供を行い意見をいただいた。

今後の取組と方向性

事業内容の見直しについては, 社会情勢等に鑑み, 年齢制限・所得制限を導入することの可否及び客観的判断によるねたきり要件の見直しなどについて引き続き検討を進める。

なお, 本事業を含む障がい福祉関連の4事業の見直しについては, 引き続き協議会や委員会・関係団体からの意見を聴きながら, 本市の障がい者施策の中で総合的に判断するとともに, その実施時期については, 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ検討する。

事務事業名	障がい者等福祉タクシー助成事業費	事業開始年度	昭和61年度
担当部課名	福祉健康部 障がい福祉課	見直しの方向性	制度の見直し
実施予定時期	令和3年度	財政効果(見込)額	—

1 事業概要

重度の障がい者等の行動範囲の拡大や社会参加の促進を図るため、福祉タクシー利用券の助成を行う。

①利用券(距離制運賃用):一人当たり月額2,400円分(600円券×3枚+300円券×2枚)

②利用券(時間制運賃用):一人当たり月2枚(初乗り運賃30分利用相当額)

※①又は②を対象者に交付する。ただし、じん臓機能障がい1級で人工透析を受けている人には一般の1.5倍の割増交付を行う。

2 対象及び人数

身体障がい者手帳(上肢・内部1級, 体幹・下肢3級以上, 視覚2級以上)の人, 療育手帳A1・A2の人, 身体障がい者手帳3級かつ知能指数50以下の人, 精神障がい者保健福祉手帳1級の人, 特定医療費(指定難病)医療受給者証又は特定疾患医療受給者証所持者。

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
利用券交付者数	7,749人	7,849人	7,741人	7,629人	7,656人

※令和2年度は見込み数

3 事業継続の必要性及び課題

福祉タクシー利用券の助成事業は、重度の障がい者等の行動範囲の拡大や社会参加の促進を図ることを目的とした事業であるが、障がい福祉費全体の扶助費が増大していることから、持続可能な事業とするための見直しが必要である。

4 見直しに向けた検討内容

これまでの検討内容

タクシー券の利用実態調査と外出目的の調査を行った結果、非常に多くの方が利用し、また用途については通院、買い物、市役所の手続き等、本事業が日常生活に密接に関わり、非常に重要な役割を担っていることを改めて確認した。

また、タクシー利用券助成に代わる制度として、「ガソリン券の導入」の検討も行ったが、使用者の特定が困難等の問題があり、導入が難しいと考えられる。

事業内容の見直しについては、障がい者の生活に影響が及ぶものであるため、関係団体に情報提供を行い、意見をいただいた。主な意見としては、初乗り料金の改定に伴い、現在のタクシー券の額面では利用しにくいというものや、利用できないタクシー事業者があるという内容が寄せられた。これに対し、利用券の見直しについて検討し、関係団体及びタクシー事業者への意見聴取を行った。

今後の取組と方向性

本事業がより利用しやすい制度となるよう、関係団体及びタクシー事業者の意見を参考に、令和2年2月からの初乗り料金の改定に対応するとともに、利便性の向上を目的として、令和3年度分の利用券の額面を400円に統一することとする。また、今後タクシー事業者の拡充に向けて、関係課と連携した取組を進める。

事務事業名	在宅福祉サービス関連事業	事業開始年度	昭和49年以降ほか
担当部課名	福祉健康部 地域包括ケアシステム推進室	見直しの方向性	制度の見直し
実施予定時期	①②令和2年度 ③令和3年度	財政効果(見込)額	①903千円 ②28,456千円 ③ -

1 事業概要

①寝具乾燥消毒事業・・・布団干しが困難な在宅高齢者の使用する寝具の丸洗い消毒乾燥を、市民税非課税者に対しては毎月、市民税課税者に対しては偶数月に実施する。

②緊急通報システム事業・・・慢性疾患等により日常生活上注意を要する状態にある高齢者を対象に、緊急通報装置を貸与し、緊急時の対策及び日常の相談を受け、不安を解消するとともに定期的な安否確認を行う。

③紙おむつ支給事業・・・ねたきりや認知症等により常時紙おむつを必要とする在宅高齢者等に毎月紙おむつを支給し、本人及び介護者等の経済的・精神的負担の軽減を図る。

2 対象及び人数

①寝具乾燥消毒事業・・・65歳以上のねたきり在宅高齢者など(令和元年度延べ実施回数:612回)

②緊急通報システム事業・・・65歳以上の在宅高齢者で、慢性疾患等により日常生活上注意を要する、ひとり暮らしや高齢者のみの世帯。または、同居者の就労等によりこれに準ずるものと認められる人。(令和元年度末利用者数:662人)

③紙おむつ支給事業・・・要介護4又は要介護5に認定されている40歳以上の在宅高齢者等で、本人の年間所得が400万円未満の人。または、要支援1から要介護3に認定されている65歳以上の在宅高齢者等で、市民税非課税世帯に属する人。(令和元年度延べ支給回数:9,281回)

3 事業継続の必要性及び課題

①寝具乾燥消毒事業

寝具類の清潔保持は、ねたきり高齢者等が健康で衛生的な生活を送る上で重要なため、本事業の継続が必要である。一方で、年間の延べ実施回数がここ数年大幅に伸びており、財政的な負担が課題となっている。

②緊急通報システム事業

緊急通報システムは、高齢化社会で在宅高齢者の安心・安全のために重要な事業である。必要としている人にサービスを行き渡らせるため、本事業を継続していくには民間事業者への委託、及び利用者の費用負担を検討していく必要がある。

③紙おむつ支給事業

本事業の実施により、利用者やその介護者等の経済的負担や、購入にかかる労力の軽減に繋がっており、事業継続の必要性は高いと考えている。限られた財源の中でより効果的な事業となるよう、実施内容を見直す。

4 見直しに向けた検討内容

これまでの検討内容

①寝具乾燥消毒事業

持続可能な制度とするため、乾燥消毒のみで実施する回を設けて、丸洗いの実施回数を抑制できないか検討した。しかしながら、衛生面から丸洗いを毎回実施するべきであると判断し、実施回数を見直しを検討した。

②緊急通報システム事業

現在9社会福祉法人を受信センターとして、法人ごとにNTTのリース機器を設置しているが、新たな緊急通報システムの導入に向けて、9法人と協議を行い、現行の受信センターの役割を民間事業者に移行することとした。令和2年度中の民間事業者への移行を目途に、検討・調整を進めている。併せて、利用者の一部負担金を導入することとした。(1ヶ月あたり1世帯250円)

③紙おむつ支給事業

一部負担金の導入や上限額設定をするなど、持続可能な制度設計となるように検討を進めている。

今後の取組と方向性

①寝具乾燥消毒事業

令和元年度までは、非課税世帯は年12回、課税世帯は年6回実施していたが、非課税世帯は年8回、課税世帯は年4回とする実施回数を見直しを行った。

②緊急通報システム事業

各民間事業者へ実施したアンケート結果等を基に、事業内容を決定し、移行作業を進めている。一部負担金については、検討した結果、各世帯月額250円を負担いただくこととした。

③紙おむつ支給事業

利用限度額を4,000円と設定した上で、限度額を超えた部分は全額自己負担とする。また、利用限度額の何割を自己負担とすべきか、アンケート結果等を参考に決定していきたい。併せて、市場の動向やアンケート結果等を参考に、選択できる種類を増やす予定である。令和3年10月からの実施を目標とする。引き続き業者等と交渉・調整し、併せて他市の実施状況等を確認する。(令和2年度中に、利用者へアンケート調査を実施した。)

事務事業名	介護保険利用者負担軽減対策事業費 (社会福祉法人等による利用者負担額軽減)	事業開始年度	平成12年度
担当部課名	福祉健康部 介護保険課	見直しの方向性	事業縮小
実施予定時期	令和3年度	財政効果(見込)額	1,668千円

1 事業概要

本市に申し出を行った社会福祉法人が生活困窮者の利用者負担(1割負担、食費及び居住費)の軽減を行った場合に、当該法人の軽減額に応じて補助金を交付している。

社会福祉法人の 利用者軽減額
利用者負担の 1/4

補助額 ※市基準 (市 → 社会福祉法人)
軽減額(利用者負担の1/4) - (軽減額×1%)の 1/2

※参考

補助額 ※国基準
軽減額 - (利用者全員の負担額×1%)の 1/2

2 対象及び人数

生活困窮者に対して軽減を行った社会福祉法人
 平成29年度 11法人(補助対象者数30人)
 平成30年度 13法人(補助対象者数34人)
 令和元年度 12法人(補助対象者数50人)

3 事業継続の必要性及び課題

生活困窮者への利用者負担の軽減は必要ではあるが、中でも、社会福祉法人に対する補助については、これまで、法人によるこの制度の実施を促進するため、国の基準を上回る市独自の基準による補助額を交付しているが、県内で独自の補助を設けている自治体は、本市のみであり、補助継続について検討する必要がある。

4 見直しに向けた検討内容

これまでの検討内容

平成30年度から令和2年度までの第7期介護保険事業計画に本事業を位置づけていることから、計画期間中については、市独自の基準による補助を継続するが、他市の状況等を踏まえ、令和3年度からの第8期介護保険事業計画以降は、国基準に改正することについての検討を行った。

特別養護老人ホーム等の施設長会において、社会福祉法人を代表する方々との意見交換を行うとともに、順次施設等を回りながら個々にも説明を行い、補助金を交付している法人からは一定の理解が得られているところである。

今後の取組と方向性

今後も、施設長会等において社会福祉法人を代表する方々への説明を丁寧に行い、第8期介護保険事業計画の策定委員会からの意見も伺いながら基準の見直しに向けた検討を進める。

事務事業名	高齢者いきいき交流事業費	事業開始年度	平成22年度
担当部課名	福祉健康部 福祉医療給付課	見直しの方向性	制度の見直し
実施予定時期	令和4年度	財政効果(見込)額	—

1 事業概要

健康増進や介護予防を目的として、本市在住の70歳以上の高齢者を対象に、本市指定のはり・きゅう・マッサージ治療院で施術(治療)を受けたときに要する費用、市内公衆浴場・いきいきシニアセンター(老人福祉センター)での入浴に要する費用、鶴沼(八部)運動施設等の公設スポーツ施設及び保健医療センタートレーニング室の利用に要する費用の一部を助成する。

助成券は1枚100円で、1か月あたり10枚、年間120枚を上限として、申請のあった月から交付する。

2 対象及び人数

市内在住の70歳以上の希望者

令和元年度実績	対象者	83,035人	交付者数	48,600人	交付率	58.5%
	交付枚数	5,593,390枚	利用枚数	1,734,537枚	利用率	31.0%
利用内訳	はり・きゅう・マッサージ		70.67%	スポーツ施設		11.69%
	公衆浴場		8.43%	老人福祉センター		5.20%
	保健医療センター		4.01%			

3 事業継続の必要性及び課題

本事業は高齢者の健康増進及び介護予防、外出機会の創出を目的としている。70歳以上であれば誰でも利用できるものであり、現在利用者は4万人以上となっている。令和元年度に行った「高齢者の保健・福祉に関する調査」では、助成券利用者による健康維持や介護予防効果の実感について「効果があった」「多少は効果があった」と答えた割合が全体の86.4%を占めており、一定の事業効果が認められる。

しかしながら、同調査において、助成券を「利用している」と答えた割合が22.2%であるなど、交付枚数に対する利用率が低く留まる一方で、対象者の増加による財政的負担が増大していること、また、利用できる施設が特定の地域に偏っていることが課題となっている。

4 見直しに向けた検討内容

これまでの検討内容

平成30年度に行った利用者アンケートの結果や、他市町村における取組事例の調査等を踏まえ、茅ヶ崎市の事業を参考にした民間事業者の活力の利用等を含め、抜本的な見直し案の検討を行った。

今後の取組と方向性

現行制度については、利用施設の偏りや全対象者に対する利用率(17.4%)等に鑑み、利用範囲及び助成額の縮小等を検討し、関係事業者との調整ののち事業の見直しを行う。

新型コロナウイルス感染症の影響等を考慮し、民間事業者の活力利用検討は凍結するとともに、事業見直しにより影響を受ける関係団体とは、引き続き丁寧に調整し、受益の公平性を踏まえ、今後の事業のあり方や実施方法について、令和4年度の見直し実施に向け、総合的な検討を継続する。

事務事業名	幼児教育振興助成費	事業開始年度	平成3年度
担当部課名	子ども青少年部 保育課	見直しの方向性	制度の見直し
実施(予定)時期	—	財政効果(見込)額	—

1 事業概要

幼児教育の振興充実と保護者の経済的負担の軽減を図るため、教材教具等の購入費、及び園児・教職員の健康管理事業費について、補助金を交付するもの。

2 対象及び人数

対象: 市内私立幼稚園及び幼児教育施設の教材教具等の購入費、及び園児・教職員の健康管理事業に係る費用

対象園: 市内私立幼稚園 32園, 市内幼児教育施設 11園

3 事業継続の必要性及び課題

本市では、法人立保育所に対して公定価格の補完として様々な支援事業等を行う中で、幼稚園との著しい差異が生じないよう、幼稚園や幼児教育施設に対する支援事業の充実が求められており、幼稚園協会等からも要望がなされている。

また、令和元年10月から幼児教育・保育の無償化(以下「無償化」という。)が実施される中で、無償化の対象とならない児童が多く通う幼児教育施設については、本補助金が施設運営の重要な財源となっていることから、見直しの検討にあたっては、その影響を十分に考慮した対応が必要である。

一方、同様の補助制度がある近隣他市と比較して補助単価が高いこと、また園割及び園児割単価の積算の明確化などが課題となっている。

4 見直しに向けた検討内容

これまでの検討内容

見直しの検討に当たっては、無償化実施後の利用者数の変化等、各施設の影響を十分に見極める必要があるが、各施設へ実施した調査では、幼稚園では預かり保育の利用者が増加した施設があるものの、現時点では入園希望者が増加する傾向までは見られていない状況にある。

また、幼児教育施設においては、無償化の実施に合わせ、市が無償化の対象とならない利用者への保育料補助事業を実施したことなどから、当初懸念された利用者数の減少は生じていないものの、令和元年度末に閉園となる施設が生じるなど、依然として厳しい運営状況も認められる。幼児教育施設においては、施設の安定運営を目的に関係団体から本事業の拡充要望が出されており、令和2年1月に懇談会を実施し、意見交換を行った。

今後の取組と方向性

無償化による影響のほか、新型コロナウイルス感染症対策の影響等も踏まえ、引き続き補助水準引き下げの是非や実施時期について検討を進める。

事務事業名	法人立保育所運営費等助成事業費	事業開始年度	平成2年度
担当部課名	子ども青少年部 保育課	見直しの方向性	制度の見直し
実施(予定)時期	—	財政効果(見込)額	—

1 事業概要

法人立認可保育所の保育内容の向上及び施設運営の安定を図るため、設置者の社会福祉法人等に対して保育所の運営費等を助成する。

2 対象及び人数

市内法人立認可保育所:67施設(令和2年7月1日時点)
市外法人立認可保育所(法外扶助費のみ):約40施設

3 事業継続の必要性及び課題

児童が安心して安全な保育を受けるためには保育所の運営が継続的に安定したものである必要があり、また本市の喫緊の課題である待機児童を解消するため、保育士不足への対策は急務となっている。このため現在、法人立認可保育所への人件費助成等を柱とした運営費助成事業を実施しており、その充実は不可欠なものとなっている。

また、こうした保育士確保に向けた支援策については、その拡充について民間保育園設置法人代表者会や同園長会から市への要望が出されており、本市では「市政運営の総合指針2020」の重点事業に位置づける中で、本事業を含む保育士確保対策を推進している状況にある。

しかしながら、他市と比較して人件費助成に係る単価が高額であること、また補助メニューの大半が市単独事業であり、事業費に占める一般財源が年々右肩上がりに増加していることなど、財政負担の増大が課題となっている。

4 見直しに向けた検討内容

これまでの検討内容

これまで待機児童と保育士不足の解消に努める中、これらの状況に応じて適切な時期に見直しを行うこととしてきたが、令和2年4月時点においてなお待機児童は解消されず、保育士不足も生じている状況にある。このため現状では補助水準の引き下げ等の見直しは困難であり、待機児童と保育士不足の解消が図られた段階で対応することとし、当面は課題である事業費の増加について、既存事業の積算の精査等により抑制を図ることとした。

今後の取組と方向性

令和3年度に向けて待機児童の解消に一定の目途が立つ状況となったものの、各施設では依然として保育士不足が生じていることから、引き続き保育士確保策の充実に取り組む。

事務事業名	特別支援学級関係費	事業開始年度	—
担当部課名	教育部 学務保健課	見直しの方向性	制度の見直し
実施予定時期	①令和2年度 ②令和3年度	財政効果(見込)額	①756千円 ②756千円

1 事業概要

特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者の経済的負担の軽減を図るため、特別支援学校への就学奨励に関する法律等に基づき、学用品費や給食費等を支給する。

2 対象及び人数 個人：市立小・中学校特別支援学級在籍児童生徒

年度	特別支援学級(小学校)		特別支援学級(中学校)	
	児童数	受給者数	生徒数	受給者数
令和2年度	281人	189人	138人	69人
令和元年度	258人	176人	124人	62人
平成30年度	261人	172人	122人	56人

※特別支援学級児童生徒数は、各年度とも5月1日現在の人数 ※令和2年度認定者は9月11日現在

3 事業継続の必要性及び課題

特別支援教育就学奨励費は、教育の機会均等の趣旨に則り、就学の充実に図るため、特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者に対し、学用品等購入費などの一部を援助し、保護者の経済的負担の軽減を図っているものであり、事業継続の必要性は高い。

その点を踏まえ、市単独事業の支給の適正性について検証を行う必要がある。

4 見直しに向けた検討内容

これまでの検討内容

新入学学用品費のうち、市単独事業での支給分の段階的な見直しを行った。

今後の取組と方向性

支給額は、国庫補助基準額へ統一していく。

市単独事業については、次のとおり見直しを行った。

- ・新入学学用品費は、国庫補助基準額に上乗せして支給している保護者実費分の見直しを行い、令和3年度の実施に向け、令和2年度に段階的な実施を図った。
- ・通学費、中学校のデリバリー給食費、中学校修学旅行費は、従来どおり支給する。

特別支援教育就学奨励費の支給費目については、就学援助事業の市単独事業の見直しと整合を図るよう検討を行う。

令和2年度：一部段階的な変更の実施。

令和3年度：新制度の実施。

事務事業名	就学援助事業	事業開始年度	—
担当部課名	教育部 学務保健課	見直しの方向性	制度の見直し
実施予定時期	令和4年度	財政効果(見込)額	—

1 事業概要

経済的理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、学用品費、修学旅行費、社会見学費、めがね購入費、医療費などを援助することにより、義務教育の円滑な実施を図る。

2 対象及び人数 個人：市立小・中学校児童生徒

年度	小学校			中学校		
	認定者数	全児童数	認定率	認定者数	全生徒数	認定率
令和2年度	2,801人	23,234人	12.1%	1,646人	10,558人	15.6%
令和元年度	3,019人	23,320人	12.9%	1,720人	10,479人	16.4%
平成30年度	3,135人	23,246人	13.5%	1,813人	10,636人	17.0%

※全児童・生徒数は、各年度とも5月1日現在の人数 ※令和2年度認定者は9月11日現在

3 事業継続の必要性及び課題

就学援助費は、義務教育の円滑な実施を図るため、経済的理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、学用品等購入費などの一部を援助し、保護者の経済的負担の軽減を図っているものである。また、就学援助制度は、子どもたちの貧困の連鎖を断ち切るためのセーフティネットともいわれており、事業継続の必要性は高い。その点を踏まえ、認定基準及び支給費目を含め、市単独事業について検証する必要がある。

生活保護基準の適用年度変更にあたり、市民への影響の試算が必要不可欠である。就学援助システムで令和2年度の申請者データを使用し試算するには、認定審査後に行う必要があるため、検討には時間を要する。

4 見直しに向けた検討内容

これまでの検討内容

準要保護者の認定基準となる生活保護需要額の算定に使用する生活保護基準の適用年の見直しにあたり、県内他市の状況把握に努めた。

生活保護基準の適用年度変更にあたり、市民への影響を試算する際に必要となる生活保護需要額の算定方法の把握を行った。

令和元年度の認定者において、現在の生活保護基準で試算を行った結果、900人前後が不認定となる状況であった。

今後の取組と方向性

上記の結果、一定の見直し効果が図られることを確認したが、新型コロナウイルス感染症による市民への影響を鑑みて、令和4年度での実施を見据え、慎重に検討を進める。

準要保護者の認定基準となる生活保護需要額を算定する際の認定倍率の見直しについては、生活保護基準の適用年の見直しによる市民への影響を把握したうえで、子どもの貧困対策との整合を図りながら、必要に応じて検討する。

市単独事業について、支給内容等が適正であるか精査するとともに、国庫補助額と保護者負担額とにかい離がある費目や国庫補助メニューにある支給費目に関し、子どもの貧困対策の見地から支給についての検討を進める。

令和2年度：令和元年分の所得をもとに試算を行い、市民への影響を把握する。

令和3年度：新制度の設計を行い、周知徹底を図る。

令和4年度：新制度の実施予定。

「見直し検討対象事業」 見直しに向けた検討内容 新旧対照表

事務事業名	担当部課名	ページ
No.11障がい者等福祉タクシー助成事業費	福祉健康部 障がい福祉課	4
新	令和2年8月28日 行政改革等特別委員会	
これまでの検討内容 タクシー券の利用実態調査と外出目的の調査を行った結果、非常に多くの方が利用し、また用途については通院、買い物、市役所の手続き等、本事業が日常生活に密接に関わり、非常に重要な役割を担っていることを改めて確認した。 また、タクシー利用券助成に代わる制度として、「ガソリン券の導入」の検討も行ったが、使用者の特定が困難等の問題があり、導入が難しいと考えられる。 事業内容の見直しについては、障がい者の生活に影響が及ぶものであるため、関係団体に情報提供を行い、意見をいただいた。主な意見としては、初乗り料金の改定に伴い、現在のタクシー券の額面では利用しにくいというものや、利用できないタクシー事業者があるという内容が寄せられた。これに対し、利用券の見直しについて検討し、関係団体及びタクシー事業者への意見聴取を行った。	これまでの検討内容 平成30年度は、利用実態を把握するため、福祉タクシー利用券の利用状況の調査を行い、その結果の分析・検討を行った。 また、タクシー利用券助成に代わる制度として、「ガソリン券の導入」の検討も行ったが、使用者の特定が困難等の問題があり、導入が難しいと考えられる。 事業内容の見直しについては、障がい者の生活に影響が及ぶものであるため、障がい者総合支援協議会や障がい者計画・障がい福祉計画検討委員会に情報提供を行い、意見をいただいた。	
今後の取組と方向性 本事業がより利用しやすい制度となるよう、関係団体及びタクシー事業者の意見を参考に、令和2年2月からの初乗り料金の改定に対応するとともに、利便性の向上を目的として、令和3年度分の利用券の額面を400円に統一することとする。また、今後タクシー事業者の拡充に向けて、関係課と連携した取組を進める。	今後の取組と方向性 本事業については、総合支援協議会・計画検討委員会における意見聴取や平成30年度の利用実態年間調査結果において、障がい者等の行動範囲の拡大や社会参加を促進するうえで重要な役割を果たしていることを認識している。 今後は、外出目的や移動手段の調査を継続して行い、現状をさらに詳細に把握し、より利用しやすい制度となるよう改善を行う。 なお、本事業を含む障がい福祉関連の4事業の見直しについては、引き続き協議会や委員会・関係団体からの意見を聴きながら、本市の障がい者施策の中で総合的に判断する。	

事務事業名	担当部課名	ページ
No.14在宅福祉サービス関連事業	福祉健康部 地域包括ケアシステム推進室	5
新	令和2年8月28日 行政改革等特別委員会	
今後の取組と方向性 ①寝具乾燥消毒事業 令和元年度までは、非課税世帯は年12回、課税世帯は年6回実施していたが、非課税世帯は年8回、課税世帯は年4回とする実施回数を見直しを行った。 ②緊急通報システム事業 各民間事業者へ実施したアンケート結果等を基に、事業内容を決定し、移行作業を進めている。一部負担金については、検討した結果、各世帯月額250円を負担いただくこととした。 ③紙おむつ支給事業 利用限度額を4,000円と設定した上で、限度額を超えた部分は全額自己負担とする。また、<u>利用限度額の何割を自己負担とすべきか、アンケート結果等を参考に決定していきたい。</u>併せて、<u>市場の動向やアンケート結果等を参考に、選択できる種類を増やす予定である。令和3年10月からの実施を目標とする。</u>引き続き業者等と交渉・調整し、併せて他市の実施状況等を確認する。(令和2年度中に、利用者へアンケート調査を実施した。)	今後の取組と方向性 ①寝具乾燥消毒事業 令和元年度までは、非課税世帯は年12回、課税世帯は年6回実施していたが、非課税世帯は年8回、課税世帯は年4回とする実施回数を見直しを行った。 現制度を継続した場合の見込額:2,713千円 見直した場合の予算額:1,810千円 ②緊急通報システム事業 各民間事業者へ実施したアンケート結果等を基に、事業内容を決定し、移行作業を進めている。一部負担金については、検討した結果、各世帯月額250円を負担いただくこととした。 ③紙おむつ支給事業 利用限度額を4,000円等と設定した上で、限度額を超えた部分は全額自己負担とする。市場の動向やアンケート結果等を参考に、選択できる種類を増やす予定である。限度額に対して利用者の一部負担を導入すべきか、また、導入することとした場合の金額・割合等はどうか、様々な角度から検討する。令和3年4月または10月からの実施を目標とする。引き続き業者等と交渉・調整し、併せて他市の実施状況等を確認する。令和2年度中に、利用者へアンケート調査を実施する。	

事務事業名	担当部課名	ページ
No.19高齢者いきいき交流事業費	福祉健康部 福祉医療給付課	7
新	令和2年8月28日 行政改革等特別委員会	
今後の取組と方向性 現行制度については、利用施設の偏りや全対象者に対する利用率(17.4%)等に鑑み、利用範囲及び助成額の縮小等を検討し、関係事業者との調整ののち事業の見直しを行う。 新型コロナウイルス感染症の影響等を考慮し、民間事業者の活力利用検討は凍結するとともに、事業見直しにより影響を受ける関係団体とは、引き続き丁寧に調整し、受益の公平性を踏まえ、今後の事業のあり方や実施方法について、令和4年度の見直し実施に向け、総合的な検討を継続する。	今後の取組と方向性 現行制度については、利用施設の偏りや全対象者に対する利用率(17.4%)等に鑑み、利用範囲及び助成額の縮小等を検討し、関係事業者との調整ののち事業の見直しを行う。 民間事業者の活力利用については、新型コロナウイルス感染症対策の影響等を考慮した中で検討するとともに、事業見直しにより影響を受ける関係団体とは、引き続き丁寧に調整し、受益の公平性を踏まえ、今後の事業のあり方や実施方法について、総合的な検討を継続する。	

事務事業名	担当部課名	ページ
No.22幼児教育振興助成費	子ども青少年部 保育課	8
新	令和2年8月28日 行政改革等特別委員会	
今後の取組と方向性 無償化による影響のほか、新型コロナウイルス感染症対策の影響等も踏まえ、引き続き補助水準引き下げの是非や実施時期について検討を進める。	今後の取組と方向性 無償化による影響のほか、新型コロナウイルス感染症対策の影響等も踏まえ、引き続き補助水準引き下げの是非について検討を進める。検討に当たっては県の助成制度との重複等の視点から、補助単価や積算手法の見直しについて関係団体等との協議を進める。	

事務事業名	担当部課名	ページ
No.23法人立保育所運営費等助成事業費	子ども青少年部 保育課	9
新	令和2年8月28日 行政改革等特別委員会	
今後の取組と方向性 令和3年度に向けて待機児童の解消に一定の目途が立つ状況となったものの、各施設では依然として保育士不足が生じていることから、引き続き保育士確保策の充実に取り組む。	今後の取組と方向性 待機児童と保育士不足の解消時を見据え、既存事業の補助単価や補助率等について引き続き見直しの検討を進める。検討に当たっては、令和2年3月に関係団体から「保育士の確保及び離職防止への具体的な対策の検討及び実現に係る嘆願書」が提出されたことを踏まえ、保育現場の声の十分な聴き取りに努め、意見交換等を実施していく。	

事務事業名	担当部課名	ページ
No.32特別支援学級関係費	教育部 学務保健課	10
新	令和2年8月28日 行政改革等特別委員会	
これまでの検討内容 新入学学用品費のうち、市単独事業での支給分の段階的な見直しを行った。 今後の取組と方向性 支給額は、国庫補助基準額へ統一していく。 市単独事業については、次のとおり見直しを行った。 ・新入学学用品費は、国庫補助基準額に上乗せして支給している保護者実費分の見直しを行い、令和3年度の実施に向け、令和2年度に段階的な実施を図った。 ・通学費、中学校のデリバリー給食費、中学校修学旅行費は、従来どおり支給する。 特別支援教育就学奨励費の支給費目については、就学援助事業の市単独事業の見直しと整合を図るよう検討を行う。 令和2年度：一部段階的な変更の実施。 令和3年度：新制度の実施。	これまでの検討内容 新入学学用品費のうち、市単独事業での支給分の段階的な見直し方法等の検討を行った。 今後の取組と方向性 支給額は、国庫補助基準額へ統一していく。 市単独事業については、次のとおり見直しを行った。 ・新入学学用品費は、国庫補助基準額に上乗せして支給している保護者実費分の見直しを行い、令和3年度の実施に向け、令和2年度に段階的な実施を図る。 ・通学費、中学校のデリバリー給食費、中学校修学旅行費は、従来どおり支給する。 特別支援教育就学奨励費の支給費目については、就学援助事業の市単独事業の見直しと整合を図るよう検討を行う。 令和2年度：一部段階的な変更の実施。 令和3年度：新制度の実施。	

事務事業名	担当部課名	ページ
No.33就学援助事業	教育部 学務保健課	11
新	令和2年8月28日 行政改革等特別委員会	
これまでの検討内容 準要保護者の認定基準となる生活保護需要額の算定に使用する生活保護基準の適用年の見直しにあたり、県内他市の状況把握に努めた。 生活保護基準の適用年度変更にあたり、市民への影響を試算する際に必要となる生活保護需要額の算定方法の把握を行った。 <u>平成元年度の認定者において、現在の生活保護基準で試算を行った結果、900人前後が不認定となる状況であった。</u>	これまでの検討内容 準要保護者の認定基準となる生活保護需要額の算定に使用する生活保護基準の適用年の見直しにあたり、県内他市の状況把握に努めた。 生活保護基準の適用年度変更にあたり、市民への影響を試算する際に必要となる生活保護需要額の算定方法の把握を行った。	